

案件に関連する指摘・対応状況

問題解決済

(1) 問題・指摘の概要

2016年度事後評価の結果、当初計画が大幅に変更されたが適切に案件監理がされず、またモニタリング能力強化が不十分だったことにより、給水分野及び保健分野ではプロジェクト目標は一部達成されたものの、職業訓練分野では目標が達成されなかったこと等から総合評価「D」となった。

(2) 原因

事後評価により指摘された事項を踏まえ、以下が原因として挙げられる。

- ① 事業開始後に対象地域の拡大や投入の大幅な増加が行われたが事業計画に適切に反映しなかったこと。
- ② 複数州かつ多岐にわたる関係機関が対象であったが、遠隔で案件を実施したため案件監理が十分に行われなかったこと。
- ③ 事業の適切な進捗把握と技術支援の基盤として想定されていたモニタリング能力の強化の成果が十分に出なかったこと。

(3) これまでの対応及び現状等

後継の技術協力プロジェクト（フェーズ2）（職業訓練分野は2021年まで）を実施し、州政府の職員を対象にモニタリングと評価の研修を行い、実務経験を積ませることによりモニタリング能力の強化を図った。

また関係者が集まる機会を定期的に設けて各コンポーネントの進捗を共有し、当初の想定から大幅な変更があった場合、その狙いと変更後に目指した目標等の計画内容を関係者で共有した。

(4) 今後の対応・教訓等

相手国機関は後継の技術協力プロジェクト（フェーズ2）で培われたモニタリング・評価の知見を活用し、継続して職業訓練事業の運営を進めていく。

なお、今回の教訓は、治安上の制約から対象地域における案件形成のための情報収集が困難な場合には、十分な情報収集と分析の上で段階的に計画策定を行い、明確な目標・指標を設定し、PDMに適切に反映する。